

## 【申請書類等】

以下の書類すべてをご準備のうえ、人口対策戦略室へご提出ください。

- ちょうどいいまちたじみ定住応援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 市税等の納付状況及び住民基本台帳の確認同意書（様式第4号）
- 住民票の写し（転居後の世帯全員の記載があるもの）
- 転居前に賃貸住宅に居住していたことを証明する書類（賃貸借契約書の写し、家賃の引落とし記録の写しなど）
- 取得した戸建住宅等の建築工事請負契約書または売買契約書の写し
- 住宅の建物平面図（間取り図）の写し
- 建物登記事項証明書の写し（登記簿謄本）
- 写真付き身分証明書の写し（免許証・マイナンバーカードなど）
- 振込先口座の金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人がわかるものの写し（通帳、キャッシュカード、スマートフォンのスクリーンショットなど）
- 町内会への加入を証明する書類（町内会費の領収書、加入申込書、町内会規約等の写し）
- 【妊娠している世帯員がいる場合】母子手帳の写し

## △注意事項

- 本補助金の申請日から3年以内に市外転出するなどの返還要件に該当する場合は、補助金を返還いただく場合があります。
- 予算の執行状況によっては、支給対象であっても補助金を支給できない場合があります。必ず、申請前に下記担当窓口へお問い合わせください。

## お気軽にお問い合わせください

多治見市役所企画政策課 人口対策戦略室

〒507-8703

多治見市日ノ出町2丁目15番地

多治見市役所本庁舎4階

TEL: 0572-22-1376

E-mail: kikaku@city.tajimi.lg.jp

受付：平日（年末年始を除く）8:30～17:15



申請様式のダウンロードは、  
ホームページをご確認ください

ちょうどいいまち  
たじみ

多治見市の移住定住情報発信中♪



多治見市移住定住  
サポートサイト



移住定住Instagram

# ちょうどいいまちたじみ 定住応援補助金

多治見市内の賃貸住宅から、戸建住宅等を取得して市内転居する  
若者・子育て世帯を応援します！

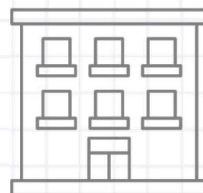
2026.4.1

## 補助額

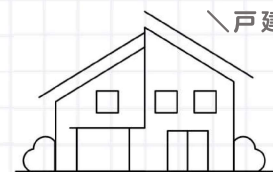
10万円 + 子ども加算<sup>※1</sup> 5万円  
エリア加算<sup>※2</sup> 5万円

※1 転居後の世帯に、申請年度の4月1日時点で18歳未満の子どもまたは申請日時点で妊娠している世帯員がいる場合

※2 取得した戸建住宅等が、多治見市立地適正化計画の居住誘導区域に所在する場合



＼賃貸住宅から／



＼戸建住宅等へ／



## 【対象チェックリスト】

### 1 住宅・転居等に関する要件

- 多治見市内において戸建住宅等を取得し、令和7年4月1日以降に市内転居（住民票を異動）したこと
- 戸建住宅等へ転居する直前に連続して1年以上、申請者またはその配偶者が市内の賃貸住宅に居住（住民票の異動を伴うもの）し、賃料を支払っていたこと
- 自治会（町内会）に加入していること
- 市内に定住する意思があること

裏面もご確認ください！

## 【対象チェックリストつづき】

### 2 年齢に関する要件

- 申請する年度の4月1日時点で、夫婦ともに44歳以下であること

### 3 その他の要件

- 転居後の世帯全員の市税及びその他諸納付金の滞納がない
- 暴力団等の反社会勢力または反社会勢力と関係を有する者でない
- 日本人または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者である
- 多治見市において、東京圏からの移住支援金、移住支援補助金、林業就業移住支援金もしくは結婚新生活支援金の交付を受けていないまたは受ける予定がない
- 多治見市が実施する移住定住施策への協力（各種調査及びインタビュー等）

## 【用語の説明】

### ・戸建住宅等

賃貸住宅以外の住宅または分譲マンション（新築中古は不問）で、延床面積の2分の1以上を対象世帯の居住の用に供するもの

### ・取得

戸建住宅等を新築または購入し、所有権の保存または移転の登記をすること（相続または贈与による取得を除き、44歳以下の世帯員の持ち分の合計が2分の1以上である場合）

### ・賃貸住宅

賃貸借契約に基づき貸し出す居住用建物（転居後の世帯員が家賃を支払っていたもの）

### ・転居、居住、定住

住民票の異動を伴うものに限る

### ・居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるよう、居住を誘導すべき区域

△居住誘導区域には、以下の個所は含まれません

- ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
- ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）
- ・急傾斜地崩壊危険区域

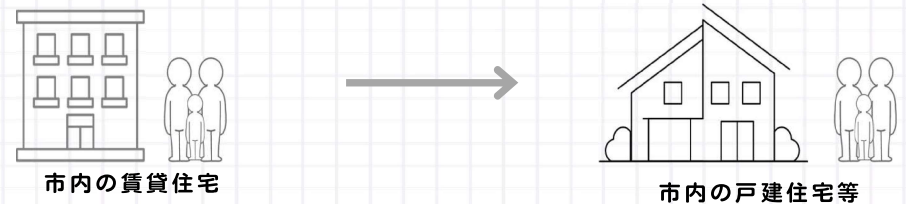
## 【申請期間】

戸建住宅等への転居日（住民票の異動日）から、6か月以内

△予算の執行状況によっては、年度途中で申請受付を終了する場合があります。

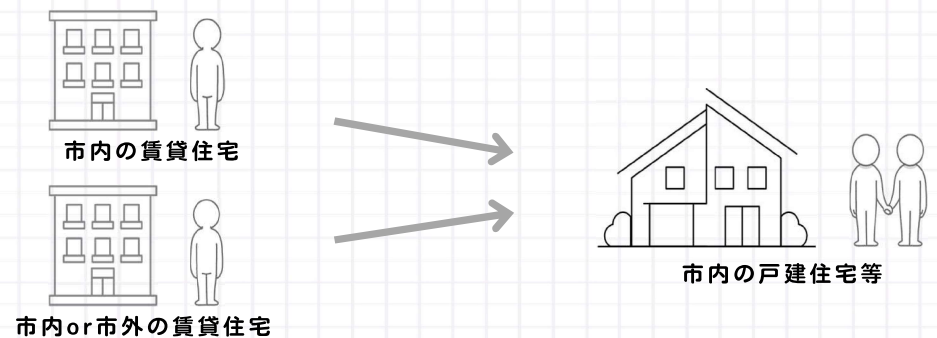
## 【市内転居の例】

### ① 家族で賃貸住宅から戸建住宅等に転居する



### ② 別々の賃貸住宅から、結婚を機に1つの戸建住宅等に転居する

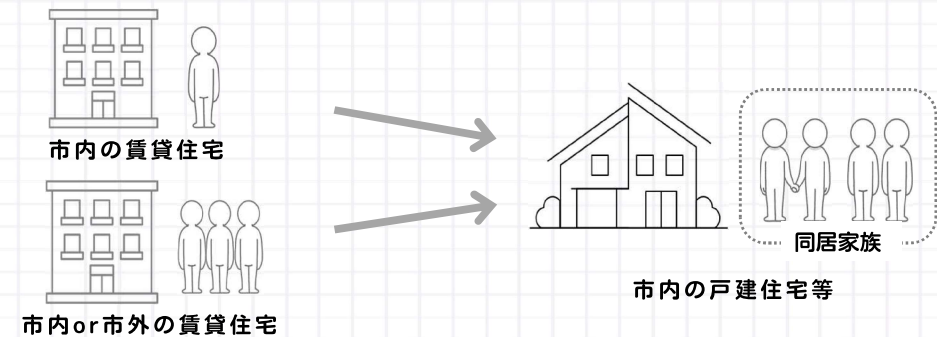
※どちらか一方が市内の賃貸住宅に居住し、それぞれが賃料を支払っていた場合に限る



### ③ 別々の賃貸住宅から、結婚を機に1つの戸建住宅等に転居して親と同居する

※どちらか一方が市内の賃貸住宅に居住していた場合に限る

ただし、親が賃貸住宅の家賃を支払っていた場合は、転居後も同居する場合に限る



申請書類については、次のページをご確認ください